

自主避難所

日頃より避難する場所として、知人や親戚の家等の安全な場所を、事前に自分で確保しておく必要があります。それができない方のために、市では、台風接近等の際に自主避難所を開設しています。自主避難所は自己の判断で、災害が発生する危険が迫っていると思われる場合や避難準備情報が発令された場合等に自主的に避難する避難所です。市が法律に基づき避難勧告、指示を行う際に開設する「指定避難所」とは異なります。

- ◆市の自主避難所は、台風（暴風域）等の危険がなくなれば閉鎖します。
- ◆飲料水、食事、寝具等はありません。各自の判断で持参ください。

指定避難所

法律（災害対策基本法第60条、水防法第22条）に基づき、市長の判断で発令される「避難勧告」「避難指示」を行う際に開設する避難所です。

- ◆避難勧告・・・対象地域の居住者等を拘束するものではなく、「勧告」を尊重することを期待して、避難の立ち退きを勧める行為です。
- ◆避難指示・・・避難勧告より強制力があり、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、居住者等を避難のために立ち退かせる行為です。

筑後市の自主避難所・指定避難所一覧

施設名	自主 避難所	指定 避難所	施設名	自主 避難所	指定 避難所
羽犬塚小体育館	○	○	筑後小体育館	○	○
松原小体育館	○	○	筑後北小体育館	○	○
古川小体育館	○	△	羽犬塚中体育館	—	○
水洗小体育館	○	△	筑後中体育館	—	○
水田小体育館	—	○	筑後北中体育館	—	○
下妻小体育館	○	△	勤労者家庭支援施設	○	○
古島小体育館	○	△	総合福祉センター	○	○
二川小体育館	○	○	寛元寺公民館	○	○
西牟田小体育館	—	○	水田コミュニティセンター	○	○
J A福岡八女筑後地区センター	—	○			

※指示や勧告を行う際、災害の種類・規模により一部の指定避難所が利用できない場合がありますので、状況を見て開設する指定避難所は判断します。

※△の避難所については、矢部川がはん濫した場合の浸水想定区域となっているため、基本的に水害の場合は使用しないものとします。